

九州事務所の業務の概要



令和 8 年（2026年） 7 月版

目次

1	九州事務所の概要	01
2	独占禁止法関係業務	02
3	取適法関係業務	09
4	フリーランス法関係業務	13



写真提供：福岡市

5	景品表示法関係業務	15
6	地域連携関係業務	20
7	広報・広聴関係業務	23



公正取引委員会事務総局九州事務所

TEL: 092-431-5881（代表）

https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/

※九州事務所のホームページは
右の二次元コードから御覧いただけます。

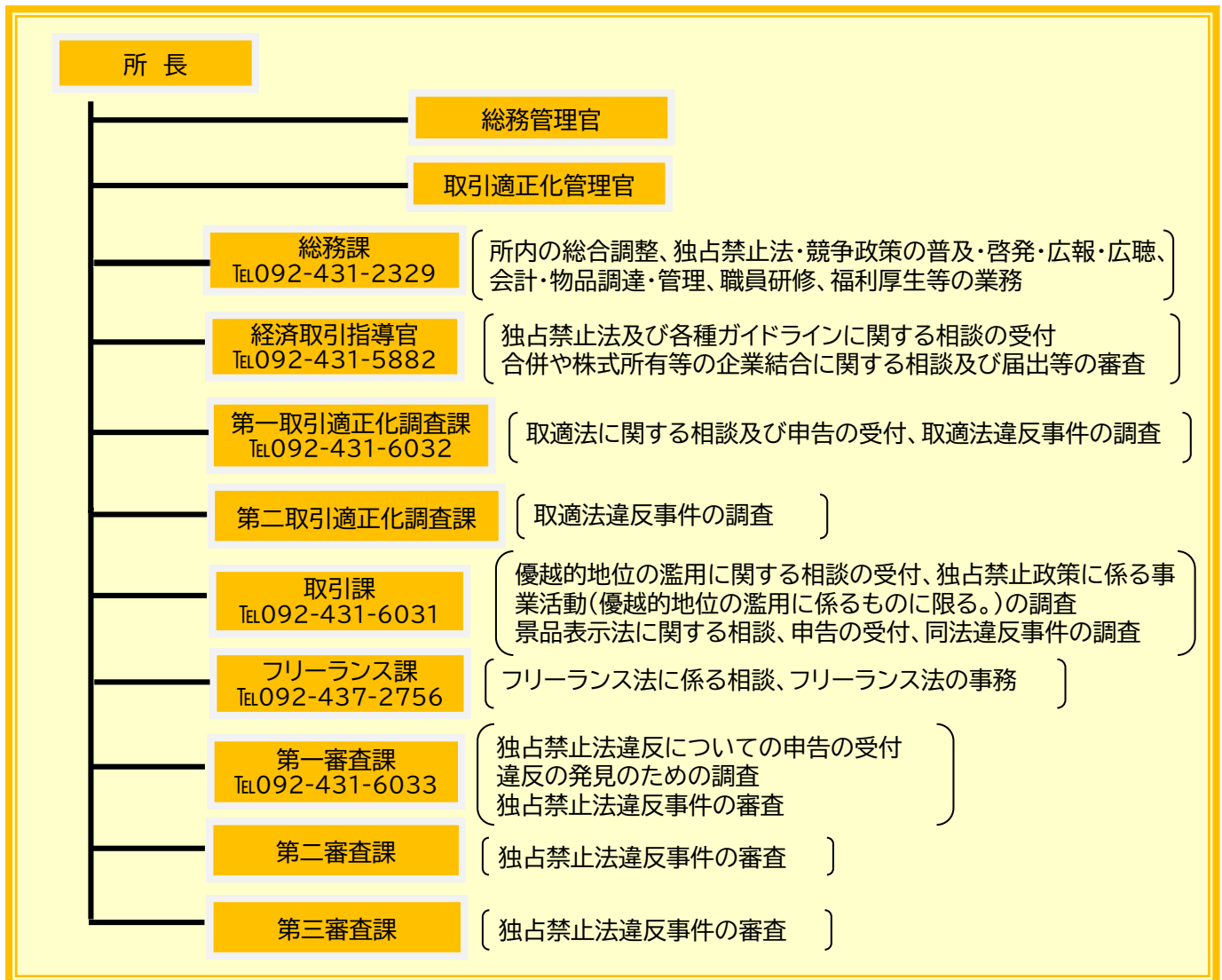


1 九州事務所の概要

(1) 組織及び業務内容

九州事務所は、九州7県(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎及び鹿児島)の各県)を管轄区域として、独占禁止法、取適法等の運用を行っている公正取引委員会事務総局の地方機関です。

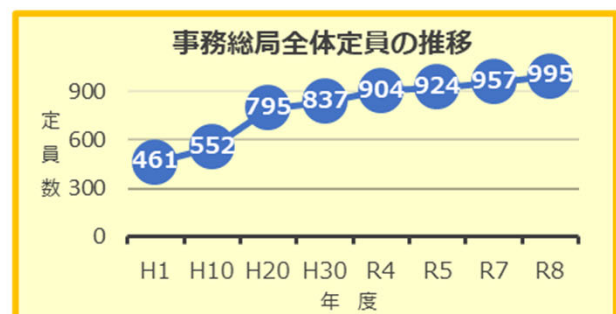
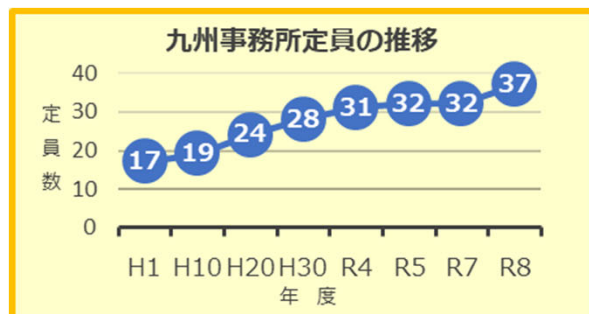
九州事務所の組織及び業務内容は次のとおりです。



(2) 定員の推移

九州事務所は、昭和23年9月10日に設置(当時の名称は「福岡地方事務所」)され、公正取引委員会の役割の重要性の高まりとともに、順次、定員の充実が図られています。

令和8年度の定員は37名です(事務総局全体では995名)。



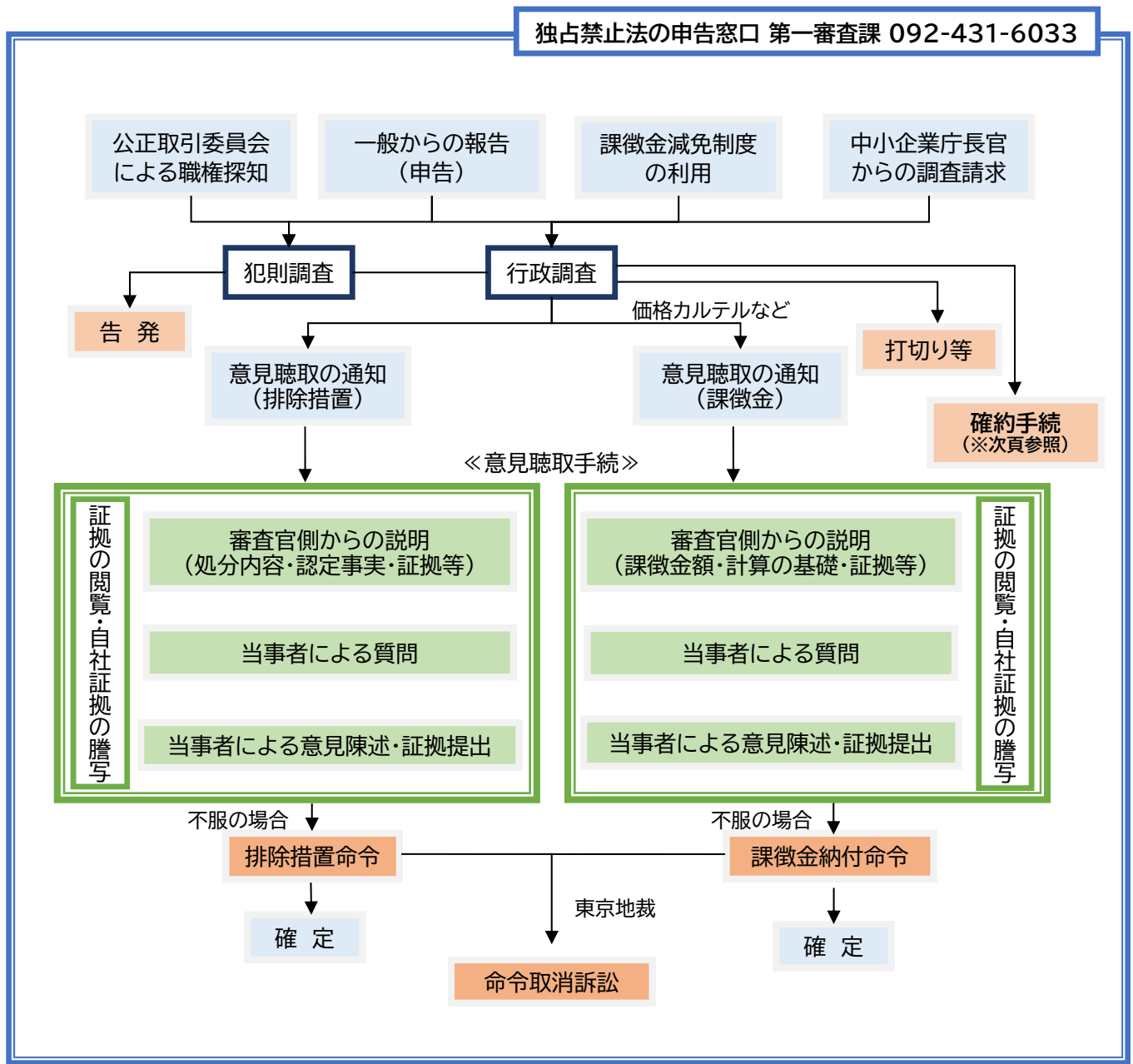
2 独占禁止法関係業務

独占禁止法は、「公正かつ自由な競争」を促進するため、私的独占、カルテル及び不公正な取引方法を禁止しています。

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしています。

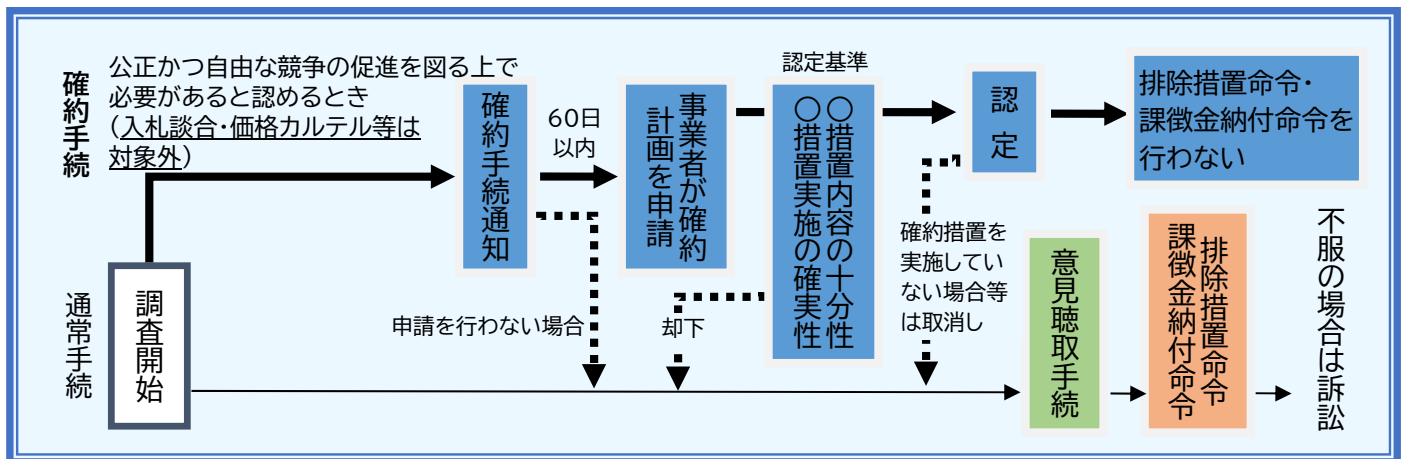
(1) 独占禁止法違反事件の処理手続

独占禁止法違反事件の処理手続は下図のとおりです。



※ 確約手続の流れ

確約手続とは、独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決するための手続で、競争上の問題を早期に是正し、独占禁止法の効率的かつ効果的な執行に資するものです。



(2) 九州地区における独占禁止法違反事件等の処理状況

ア 違反事件等処理件数の状況

最近の5年間における九州地区の独占禁止法違反事件等の処理状況は、下表のとおりです。

(※不当廉売事案で迅速処理したもの及び優越的地位の濫用事案で注意したものは除きます)

年度 処理	R3	R4	R5	R6	R7	(単位:件)
法的措置	0	3	1	3	1	
警告	0	0	0	1	0	
注意	4	6	2	3	5	
打切り	0	0	1	1	0	
合計	4	9	4	8	6	

イ 法的措置等(警告、排除措置命令、課徴金納付命令、確約計画の認定)

違反事業者等	事件の概要	措置
小売業者 (総合ディスカウントストア) 【福岡県】	総合ディスカウントストア「ルミエール」を運営する三角商事(株)は、遅くとも令和3年1月頃から、納入業者に対して、改装開店又は棚替えに際し、これらを実施する店舗において、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させている。 【不公正な取引方法の禁止(優越的地位の濫用行為)】 ※確約計画が実施されることにより、納入業者のうち約440社に対し、総額約4300万円の金銭的価値が回復されると見込まれる。	確約計画の認定 R8.4.1

違反事業者等	事件の概要	措 置
小売業者 (ホームセンター /スーパーセン ター) 【鹿児島県】	(株)ニシムタ(以下「ニシムタ」という。)は、遅くとも令和4年3月頃以降、納入業者に対して、次の行為を行っている。 ア 「商品管理費」の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じて算出した額の金銭を提供させている。 イ 新規開店に際し、これを実施する店舗(ニシムタが運営するもの。以下同じ。)に関して、「開店広告協賛」の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者から当該店舗向けに開店前に仕入れる商品の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じて算出した額の金銭を提供させている。 ウ 納入業者から仕入れる商品について当該納入業者に行かせていた商品への値札シールの貼付け作業を廃止することを理由に、「物流支援費」(注1)の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じて算出した額の金銭を提供させている。 エ 新規開店又は改装開店(注2)に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用(以下「派遣費用」という。)を自社が負担することなく(注3)、当該納入業者の従業員等を派遣させている。 (注1)ニシムタは、納入業者に行かせていた商品への値札シールの貼付け作業を廃止することで、自社が同作業を行うことになるため、その作業経費として、「物流支援費」の名目で、一定の料率を乗じて算出した金銭を納入業者に提供させている。 (注2)ニシムタは、既存店舗における商品棚のレイアウト変更をはじめとする内装の改装等を行う改装開店を定期的に行っている。 (注3)ニシムタは、従業員等を派遣した納入業者に対して、派遣費用の請求を行うよう求めているものの、当該求めに応じず、派遣費用を請求しない意思表示をした納入業者の派遣費用については、負担をしていない。 【不公正な取引方法の禁止(優越的地位の濫用行為)】 ※確約計画が実施されることにより、納入業者のうち50社に対し、総額約7億3000万円の金銭的価値が回復されると見込まれる。	確約計画の認定 R7.9.5

違反事業者等	事件の概要	措 置
製造販売業者 【福岡県】	(株)九州シジシーは、遅くとも令和3年4月以降、「CGC」のブランドを付すなどした食料品、日用品等の商品の一部について、九州地区及び沖縄県に所在する取引先小売業者等(以下「取引先小売業者」という。)に対して、下限売価(取引先小売業者が小売販売する際の下限の価格をいう。)を示し、当該下限売価について取引先小売業者から同意を得るとともに、取引先小売業者が下限売価を下回る価格で販売している場合には販売価格を下限売価以上に引き上げるように要請するなどして、下限売価以上で販売するようにさせている疑いがある。 【不公正な取引方法の禁止(再販売価格の拘束)】	警告 R7.3.18
家具の卸売業者 【福岡県】	(株)関家具は、遅くとも令和2年2月頃以降、次の行為を行うことにより、取引先小売業者に「Ergohuman」の商標が付された椅子(以下「エルゴヒューマン」という。)を関家具が定めた「参考売価」と称する小売価格(以下「参考売価」という。)で販売するようにさせていた。 ア エルゴヒューマンを参考売価で販売する旨に同意した取引先小売業者にのみ販売する方針に基づき、エルゴヒューマンの取引を新たに開始する取引先小売業者からは、エルゴヒューマンを参考売価で販売する旨の同意を得るとともに、エルゴヒューマンの参考売価を引き上げる際には、その都度、取引先小売業者から、引上げ後の参考売価でエルゴヒューマンを販売する旨の同意を得ていた。 イ 取引先小売業者のインターネット上におけるエルゴヒューマンの販売価格を監視すること及び取引先小売業者から参考売価を下回る価格でのエルゴヒューマンの販売(以下「値引き販売」という。)を行っている他の取引先小売業者に関する苦情を受けることにより、値引き販売を行っている取引先小売業者が判明した場合、当該取引先小売業者に、参考売価で販売するよう要請していた。 ウ 前記イの要請にもかかわらず値引き販売を継続した取引先小売業者に対しては、エルゴヒューマンの出荷価格の引上げを行うなどしていた。 【不公正な取引方法の禁止(再販売価格の拘束)】	排除措置命令 R6.12.19
漁業協同組合連合会 【福岡県】	福岡有明漁業協同組合連合会(以下「漁連」という。)は、漁協(注1)を通じて、生産者(注2)から乾海苔の販売を受託し、当該乾海苔を、自らが実施する乾海苔の入札により指定商社(注3)に販売しているところ、次の行為を行っている。 ア 漁協を通じて、生産者に対し、生産した乾海苔の全量を生産者が所属する漁協に出荷する旨の条件を定めた誓約書に記名押印させるとともに、当該誓約書に定めた条件を遵守するよう要請している。 イ 漁協に対し、生産者から集荷した乾海苔の全量を自らに出荷する旨の条件を覚書として定めるとともに、当該覚書に定めた条件を遵守するよう要請している。 ウ 指定商社に対し、自らが実施する入札に付した乾海苔以外に、生産者が生産した乾海苔の買付けを行わない旨の条件を、自らが構成員となっている協議会(以下単に「協議会」という。)(注4)において書面により定めるとともに、書面に定めた条件を遵守するよう要請している。	確約計画の認定 R5.6.27

違反事業者等	事件の概要	措 置
	エ 自らが構成員となっている九州共販協議会において、自らが実施する入札に付したものの、最も高い入札価格が基準価格(注5)に満たなかった乾海苔について、当該乾海苔を生産した生産者の意向を確認することなく、当該乾海苔を処分することとしている。 (注1)漁連の会員である漁業協同組合であって所属組合員に乾海苔を生産する者がいる漁業協同組合をいう(特定の漁業協同組合を除く)。 (注2)漁協の所属組合員のうち乾海苔を生産する者をいう。 (注3)漁連が実施する乾海苔の入札に参加する事業者をいう。 (注4)福岡県等の区域内で乾海苔の販売事業を行う漁業協同組合連合会等を会員とした任意団体。 (注5)漁連が年度ごとに設定する乾海苔1枚当たりの最低落札価格をいう。 【不正な取引方法の禁止(排他条件付取引又は拘束条件付取引)】	
電気事業者 [福岡県]	電気事業者が、互いに、相手方の供給区域において順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた。 【不正な取引制限の禁止(市場分割カルテル)】 ※課徴金の額は、27億6223万円	排除措置命令 課徴金納付命令 R5.3.30
医薬品卸売業者 [福岡県、大分県、熊本県]	独立行政法人国立病院機構発注の九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 【不正な取引制限の禁止(入札談合)】 ※課徴金の額は、6億2728万円	排除措置命令 課徴金納付命令 R5.3.24
食料品製造業者 [福岡県]	(株)一蘭は、同社が販売する即席めん等(以下「特定即席めん等」という。)に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて小売業者に販売しているところ、遅くとも平成30年1月以降、特定即席めん等の商品ごとに希望小売価格を定めた上で(以下当該商品ごとに定められた希望小売価格を「特定希望小売価格」という。)、当該商品が小売業者において販売される態様(同一の商品を複数まとめる場合又は異なる商品を組み合わせる場合を含む。)にかかわらず ア 当該商品の購入を希望する小売業者に対し、特定希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請し、これに同意した小売業者に イ 取引先卸売業者をしてその取引先である当該商品の購入を希望する小売業者に特定希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請させ、これに同意した小売業者への販売を行うことになる当該取引先卸売業者に 当該商品をそれぞれ供給している。 【不正な取引方法の禁止(再販売価格の拘束)】	確約計画の認定 R4.5.19

ウ 独占禁止法違反につながるおそれがあるとして注意をした最近の事案

事案の概要

農業協同組合A、B及びCは、共同して、信用事業における貯金金利及び短期プライムレートの引上げ幅等を決定していた。
【その他のカルテル】

職別工事業を営む事業者を会員とする団体Dは、建設資材の揚重等に係る標準料金を決定していた。
【事業者団体による価格決定】

住宅分譲事業を営むEは、不動産仲介業者に対し、不動産情報サイト上において、仲介手数料が無料である旨の表示を行わないように要請していた。
【拘束条件付取引】

エ 不当廉売事案の迅速処理

公正取引委員会は、申告のあった小売業に係る不当廉売事案については、迅速に処理するとの方針の下で対処しているほか、大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案であって、周辺の販売事業者に対する影響が大きいと考えられるものについて、周辺の販売事業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処することとしている。

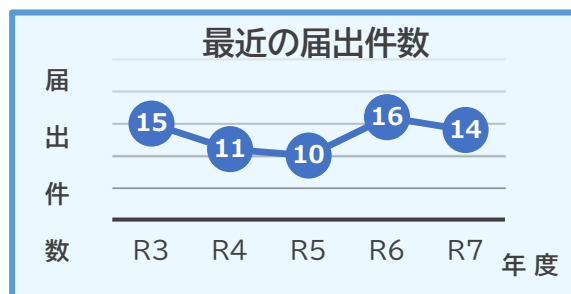
令和7年度においては、酒類及び石油製品の小売業について、不当廉売につながるおそれがあるとして九州地区で22件の注意を行った

届出のお問い合わせ先 経済取引指導官 092-431-5882

(3) 中小企業等協同組合法第7条第3項に基づく届出に関する処理状況

中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合及び信用協同組合は、組合に大規模事業者が加入した場合又は組合員が大規模事業者になった場合には、その日から30日以内に公正取引委員会に届け出ることとされています。

九州地区の最近の届出の状況は、右図のとおりです。

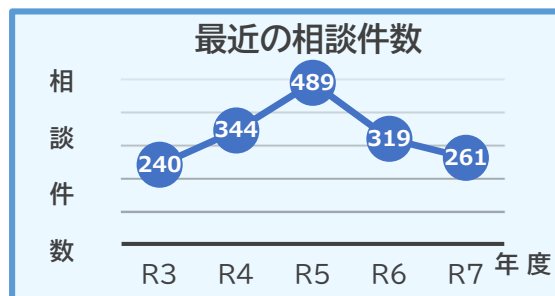


(4) 相談

ア 相談受付

公正取引委員会では、法運用に対する理解を深め、違反行為の未然防止を図るため、独占禁止法等に係る相談を受け付けています。

九州事務所における最近の相談件数は右図のとおりです。



イ 独占禁止法相談ネットワーク

商工会議所及び商工会と連携して独占禁止法相談窓口を設置し、中小事業者等が独占禁止法に関する苦情・相談をより容易にできるようにするとともに、寄せられた苦情・相談を公正取引委員会に連絡し、その迅速・的確な処理を行う目的で平成10年から独占禁止法相談ネットワークを構築しています。このネットワークが有効に働くように、毎年、商工会議所等主催の経営指導員研修会に職員を講師として派遣し、独占禁止法等の説明を行っています。

事業者団体に対する独占禁止法説明会、発注官庁向けの研修会のお問い合わせ先 経済取引指導官 092-431-5882

(5) 違反行為の未然防止に向けた取組

ア 事業者団体等に対する説明会、研修会等の開催

独占禁止法違反の未然防止の観点から、独占禁止法の説明会を開催するとともに、事業者団体や地方公共団体等が主催する独占禁止法等の説明会等へ当事務所の職員を講師として派遣しています。九州地区では、令和7年度は独占禁止法に関する説明会等を34回実施しました。

イ 入札談合に関する発注官庁等との協力・研修

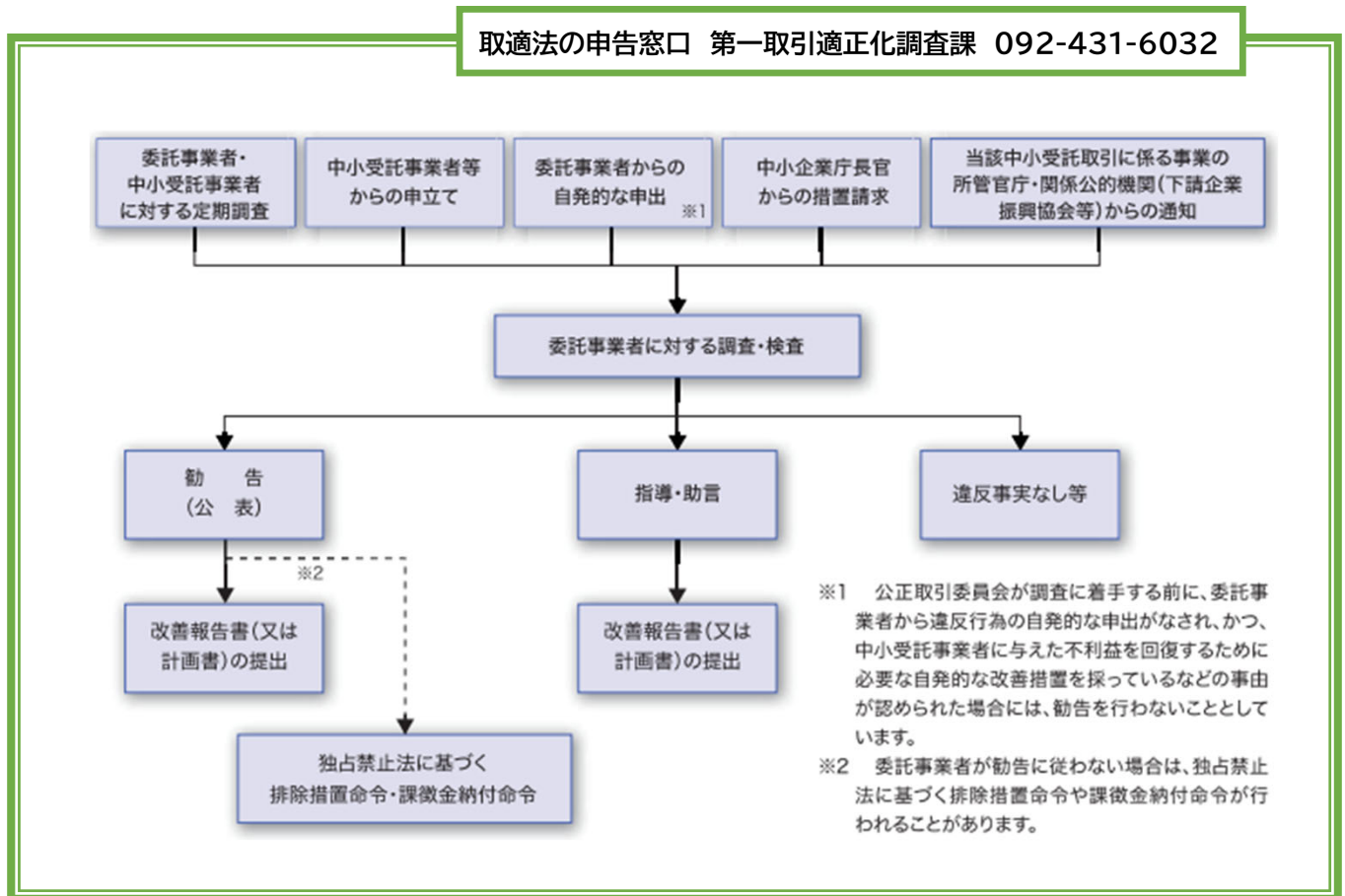
入札談合の排除や未然防止をより一層徹底するためには、発注官庁等の取組が極めて重要です。このような観点から、公正取引委員会では、入札談合等関与行為防止法に関する研修会等を33回実施することにより、発注官庁等との連携・協力体制の整備を図るとともに、独占禁止法・入札談合等関与行為防止法の周知に努めています。

3 取適法関係業務

取適法は、取引の公正化・中小受託事業者の利益保護を図るため、製造委託等代金の支払遅延、減額、返品等の委託事業者の不当な行為を禁止しています。

※令和8年1月1日から、下請法は、取適法に変わりました(本資料においては、必要に応じて旧法の用語を用いて説明しています。)

(1) 取適法違反事件の処理手続

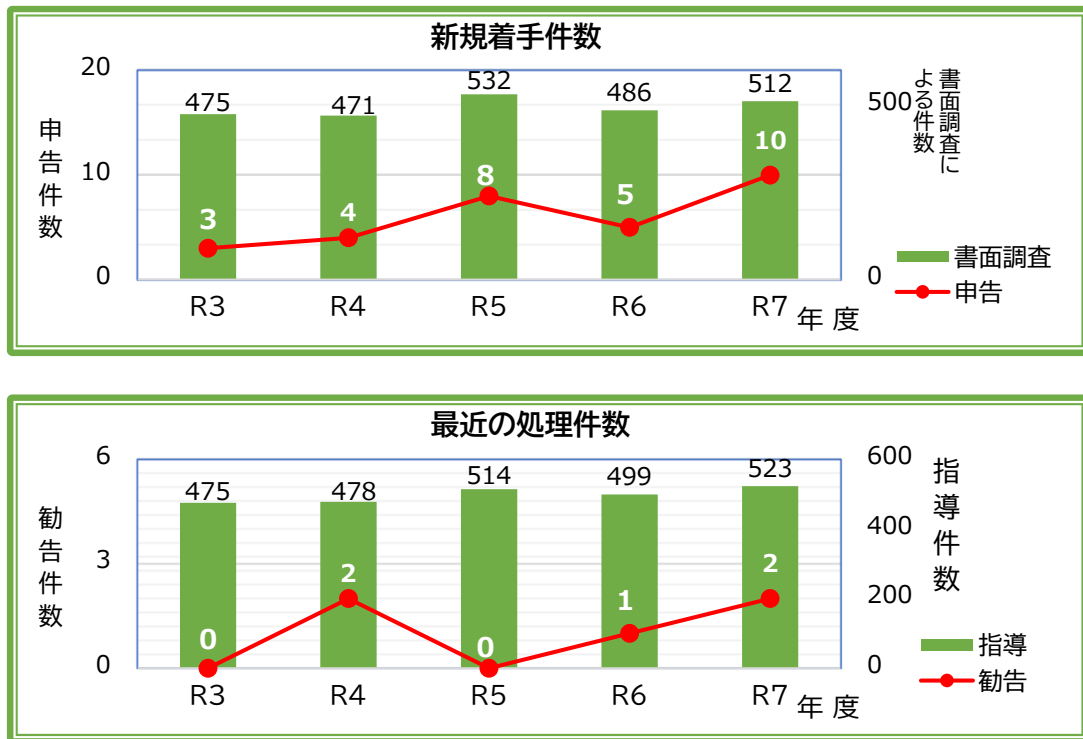


(2) 九州地区における取適法違反事件の処理状況

ア 書面調査の状況

公正取引委員会では、取引の性格上、中小受託事業者からの取適法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいと、委託事業者及び中小受託事業者を対象に定期的な書面調査を実施しています。令和7年度において、九州地区では委託事業者4,406名及び中小受託事業者21,297名を対象に実施しました。

イ 違反事件処理件数の状況



ウ 主な違反事件

違反事業者等	事件の概要	措置
自動車の整備業者 [福岡県]	福岡ダイハツ販売(株)は、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に対し、合計76台の自動車が無償で提供させていた。 【不当な経済上の利益の提供要請の禁止】 ※下請事業者24名に対し、合計76台の自動車(総額1739万5598円相当)を無償で提供させていた。	勧告 R7.11.27
自動車の販売業者 [大分県]	(株)スズキ自販大分は、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に対し、合計25台の自動車が無償で提供させていた。 【不当な経済上の利益の提供要請の禁止】 ※下請事業者8名に対し、合計25台の自動車(総額853万6123円相当)を無償で提供させていた。	勧告 R7.4.24
自動車部品の製造 販売業者 [福岡県]	(株)フタバ九州は、自社等が所有する金型、治具及び検具(以下「金型等」という。)を貸与していたところ、当該金型等を用いて製造する自動車部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、金型等を無償で保管させていた。 【不当な経済上の利益の提供要請の禁止】 ※下請事業者16名に対し、合計3,733個の金型等(総額2914万951円相当)を無償で保管させていた。	勧告 R7.3.7

違反事業者等	事件の概要	措置
日用雑貨品、家具等の販売業者 [福岡県]	(株)ナフコは、下請事業者から日用雑貨品、家具等(以下「商品」という。)を受領した後、当該商品に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。 【返品禁止】 ※下請事業者181名に対し、総額4042万6744円相当の商品を返品	勧告 R5.3.29
発電用バルブの製造業者 [福岡県]	岡野バルブ製造(株)は、自社が所有する木型及び金型(以下「木型等」という。)を貸与していたところ、当該木型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、木型等を無償で保管させていた。 【不当な経済上の利益の提供要請の禁止】 ※下請事業者9名に対し、合計330個の木型等を無償で保管させていた。	勧告 R5.3.16

エ 最近の指導事案

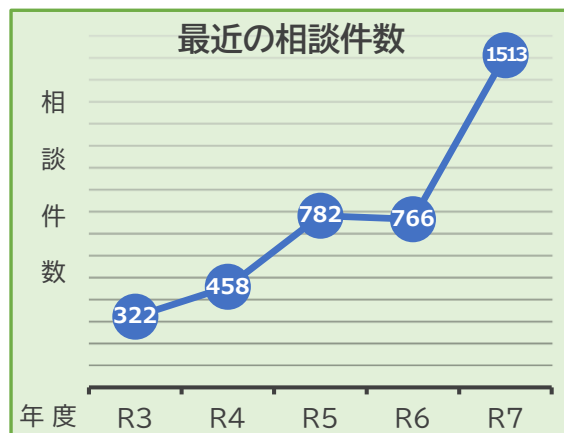
事件の概要
食料品の製造を下請事業者に委託しているA社は、「毎月末日納品締切、締切後95日後支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。 【下請代金の支払遅延の禁止】
家具の製造を下請事業者に委託しているB社は、「協定会費」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 【下請代金の減額の禁止】

取適法に関する相談先 第一取引適正化調査課 092-431-6032

(3) 相談受付

公正取引委員会では、法運用に対する理解を深め、違反行為の未然防止を図るため、取適法等に係る相談を受け付けています。

九州事務所における最近の相談件数は右図のとおりです。



(4) 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

ア 取引適正化協力委員

公正取引委員会は、取適法等の効果的な運用に資するため、各地域の取引等の実情に詳しい中小事業者等に取引適正化協力委員を委嘱している。令和7年度における九州事務所管内の取引適正化協力委員(定員)は21名である。

令和7年度においては、取適法施行に向けた準備状況、買いたたき規制、物流事業者との取引や知的財産取引に関する実態などについて意見聴取を行った。

イ コンプライアンス確立への積極的支援

九州事務所では、取適法の周知のため、九州事務所管内7県での事業者向け主催説明会の開催、関係省庁と連携した業種別説明会への講師派遣、中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催などの取組を実施した。また、福岡県及び佐賀県でのよろず支援拠点等における個別相談会も実施した。

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、取適法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。令和7年度においては、九州事務所管内7県で講習を実施した。

また、改正した労務費転嫁指針について、地方版政労使会議にて説明を行った。

4 フリーランス法関係業務

フリーランス法は、特定受託事業者(フリーランスのこと。以下同じ。)に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備等を目的として、令和5年4月28日に成立し、令和6年11月1日に施行されました。

公正取引委員会は、フリーランス法の周知等の法違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施するとともに、違反行為の発見に努め、違反行為が認められた業務委託事業者に対しては、迅速かつ適切に対処することとしています。

(1) 九州地区における違反事件等の処理状況

ア 勧告

違反事業者等	事件の概要	措置
テレビ番組制作会社 [福岡県]	(株)九州東通は、特定受託事業者44名に対しテレビジョン放送事業者等から請け負う放送番組等の制作に係る動画撮影、音声収録、出演等を委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。また、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。 【取引条件の明示義務・期日における報酬支払義務】	勧告 R7.9.26

イ 指導

令和7年度においては、122件のフリーランス法違反被疑事件を処理し、このうち、119件について違反行為又は違反のおそれのある行為があると認め、指導を行いました。

事件の概要
不動産代理業・仲介業を営むA社は、自社所有建物のリフォーム工事を特定受託事業者に委託しているが、業務を委託した場合に直ちに明示が必要な事項(以下「明示事項」という。)を書面又は電磁的方法で明示しなかった。 【取引条件の明示義務】
テレビジョン放送業を営むB社は、VTR制作等の業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示事項のうち、給付の内容、給付を受領する日、給付を受領する場所、検査完了期日、報酬の額及び支払期日を書面又は電磁的方法により明示しなかった。また、特定受託事業者から請求書の提出が遅れたことを理由に、支払期日までに報酬を支払わなかった。 【取引条件の明示義務・期日における報酬支払義務】
自動車販売ディーラーのC社は、新車点検等を特定受託事業者に委託しているが、当該事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬を当該事業者の金融機関口座に振り込む際の手数料を当該事業者の負担とすることを書面又は電磁的方法で合意することなく、報酬の額から差し引いた(注)。また、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇局面にあった場合に、コスト上昇分の報酬の額への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの報酬の額に据え置いた。 【報酬の減額・買いたたき】

(注)令和8年1月1日以降に業務委託する取引から、特定受託事業者との合意の有無にかかわらず、特定受託事業者の金融機関口座に報酬を振り込む際の手数料を特定受託事業者に負担させ、手数料を報酬の額から差し引くことは報酬の減額に該当する。

(2) 違反行為の未然防止に向けた取組

フリーランス法の相談・講習会等に関するお問い合わせ先
フリーランス課 092-437-2756

ア 普及・啓発

公正取引委員会は、フリーランス法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、令和7年度において、九州事務所では2回実施しました。

主催説明会の開催に当たっては関係省庁との連携も行っており、このうち1回については大分労働局とともに説明を行うなど、共同して実施しました。

また、公正取引委員会は、事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており、令和7年度において、九州事務所では14回派遣しました。

イ 相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、フリーランス法に係る相談を受け付けています。令和7年度においては256件の相談に対応しました。

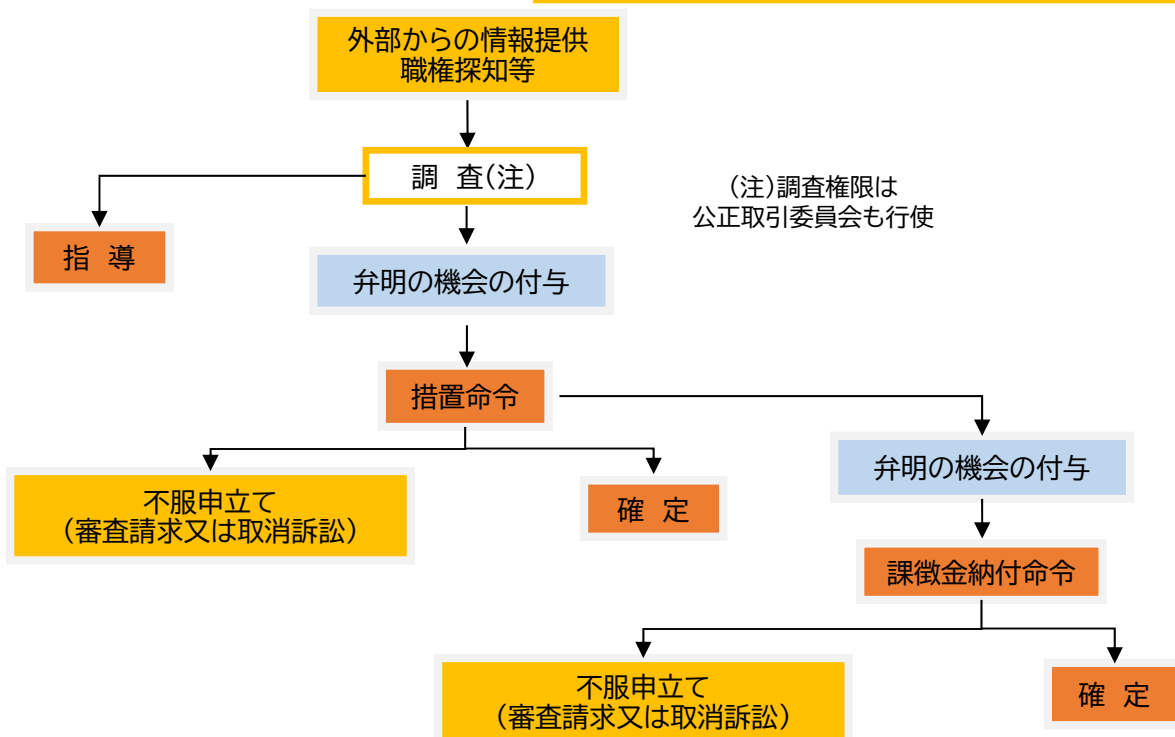
また、令和2年11月から、フリーランスが契約上・仕事上のトラブルについて弁護士に無料で相談できる相談窓口「フリーランス・トラブル110 番」が設置されているところ、当該窓口の運営に当たっては、当委員会も関係省庁として連携しています。

5 景品表示法関係業務

景品表示法は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供を禁止しています。同法は、平成21年9月1日、消費者庁に移管されましたが、公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいます。

(1) 景品表示法違反事件の処理手続

景品表示法に係る御相談・申告窓口 取引課 092-431-6031



ア 違反事件の処理状況

(単位:件)

年度	年度	R3	R4	R5	R6	R7
処理	年度	R3	R4	R5	R6	R7
措置命令	表示	5	1	3	0	1
	景品	0	0	0	0	0
課徴金納付命令	表示	0	0	1	0	2
	景品	0	0	0	0	0
指導	表示	9	3	5	2	1
	景品	0	0	0	0	0
合計	表示	14	4	9	2	4
	景品	0	0	0	0	0
	計	14	4	9	2	4

イ 主な景品表示法違反事件

違反事業者	事 件 の 概 要		措置								
通信販売業者 (長崎県)	おせち料理の販売価格に関する不当表示 【表示内容】 （株）ジャパネットたかたは、自社ウェブサイトにおいて、「通常価格29,980円が」、「1万円値引き 7/22～11/23」、「値引き後価格19,980円(税込)」及び「～大人気おせちが今ならお得！～早期予約キャンペーン」と表示することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額（以下「通常価格」という。）は、本件商品について令和6年7月22日から同年11月23日までのセール期間経過後に適用される将来の販売価格であり、「値引き後価格」と称する実際の販売価格が当該将来の販売価格に比して安いかのように表示していた。 【実際】 本件商品について、当該セール期間経過後に当該将来の販売価格で販売するための合理的かつ確実に実施される販売計画はなかったものであり、通常価格は将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められないものであった。		措置命令 R7.9.12								
太陽光発電システム機器等の販売施工業者① (福岡県)	太陽光発電システム機器等に係るNo. 1表示に関する不当表示 【対象商品・対象役務】 蓄電池を含む太陽光発電システム機器及びその導入に係る施工 【表示内容】 （株）新日本エネックスは、自社ウェブサイトにおいて、「No. 1 JMR アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売」、「No. 1 2022 JMR 安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売」、等と表示することにより、あたかも、本件3項目①及び本件3項目②について、利用者又は知見等を有する者を対象に調査した結果において、本件商品等に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。 <table><thead><tr><th>本件3項目①</th><th>本件3項目②</th></tr></thead><tbody><tr><td>① アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売</td><td>① アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売</td></tr><tr><td>② 安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売</td><td>② 知人に紹介したい蓄電池販売</td></tr><tr><td>③ 知人に紹介したい蓄電池販売</td><td>③ 顧客満足度</td></tr></tbody></table> 【実際】 ① 表示の根拠となった調査は、本件3項目①及び本件3項目②について、回答者に対し、利用者か又は知見等を有する者かを確認することなく、調査会社が指定する事業者（違反事業者含む）の印象を問うものであり、客観的な調査に基づくものではなかった。 ② 当該表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。 ※ 課徴金の額 9989万円		本件3項目①	本件3項目②	① アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売	① アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売	② 安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売	② 知人に紹介したい蓄電池販売	③ 知人に紹介したい蓄電池販売	③ 顧客満足度	措置命令 R6.2.27 課徴金納付命令 R7.6.5
本件3項目①	本件3項目②										
① アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売	① アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売										
② 安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売	② 知人に紹介したい蓄電池販売										
③ 知人に紹介したい蓄電池販売	③ 顧客満足度										

違反事業者	事 件 の 概 要	措置
太陽光発電システム機器等の販売施工業者② (福岡県)	太陽光発電システム機器等に係るNo. 1表示に関する不当表示 【対象商品・対象役務】 蓄電池を含む太陽光発電システム機器、「エコキュート」と称する給湯器及び電気温水器並びにその導入に係る施工 【表示内容】 (株)安心頼ホームは、自社ウェブサイトにおいて、「蓄電池 太陽光発電 エコキュート 電気温水器 九州エリア 口コミ満足度No. 1」、「信頼の3冠獲得 第1位」等と表示することにより、あたかも、九州地区内において、本件3項目について、利用者を対象に調査した結果において、本件商品等に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。 本件3項目 ・九州エリアの蓄電池 販売施工会社 口コミ満足度 ・九州エリアの太陽光発電 販売施工会社 口コミ満足度 ・九州エリアのエコキュート・電気温水器 販売施工会社 口コミ満足度 【実際】 ① 表示の根拠となった調査は、本件3項目について、回答者に対し、利用者かを確認することなく、調査会社が指定する、特定の10社（違反事業者含む）の各販売サイトの印象を問うものであり、客観的な調査に基づくものではなかった。 ② 当該表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。 ※課徴金の額 826万円	措置命令 R6.2.27 課徴金納付命令 R8.3.17
通信販売業者 (福岡県)	ペット用サプリメントに係る白内障等を改善する効果及びNo. 1表示に関する不当表示 【表示内容①（ペット用サプリメントの効能に関する表示）】 (株)バウムクーヘンは、 ① 自社ウェブサイトにおいて、本件商品を犬に摂取させることにより、犬の白濁した瞳が改善する効果が得られるかのように示す表示をしていた。 ② アフィリエイトサイトにおいて、本件商品を犬に摂取させることにより、犬の白内障が治る効果が得られるかのように示す表示をしていた。 【実際】 景品表示法第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、提出された資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。	措置命令 R5.6.14 課徴金納付命令 R6.3.26

違反事業者	事 件 の 概 要	措置
通信販売業者 (福岡県)	【表示内容②（No. 1表示）】 バウムクーヘンは、自社ウェブサイトにおいて、「皆様に選ばれて 7冠達成!」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 愛犬のアイケアサプリ 口コミ人気」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 愛犬のアイケアサプリ 品質満足度」等と表示することにより、あたかも、本件商品及び他の事業者が販売する同種商品に関する本件7項目(※)をそれぞれ客観的な調査方法で調査した結果において、本件商品に係る本件7項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。 ※本件7項目 ①食べさせやすさ ②愛犬家におすすめ ③初めてでも安心 ④口コミ人気 ⑤長く続けられる ⑥友人にすすめたい ⑦品質満足度 【実際】 リサーチ会社による調査は、本件7項目について、本件商品及び他の事業者が販売する同種商品に関する各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、回答者の条件を付さずに、アンケートサイトの会員全員を対象に行われたものであって、本件商品及び他の事業者が販売する同種商品に関して本件7項目をそれぞれ客観的な調査方法で調査したものでなかった。 ※課徴金の額 1016万円	措置命令 R5.6.14 課徴金納付 命令 R6.3.26
通信販売業者 (鹿児島県)	サプリメントの成分の含有量に係る不当表示 【表示内容】 リプサ(株)は、自社ウェブサイトにおいて、「主成分値 2カプセルあたり目安:ラクトフェリン濃縮物300mg」と表示するなど、あたかも、本件商品2カプセル(500mg)当たりのラクトフェリンの含有量は、300mgであるかのように示す表示をしていた。 【実際】 本件商品には、2カプセル(500mg)当たりのラクトフェリンの含有量が300mgを下回るものが含まれていた。	措置命令 R4.5.24

違反事業者	事 件 の 概 要	措置
美容脱毛事業者3社 (福岡県)	脱毛施術の提供価格に係る不当表示 【表示内容】 セブンエー美容(株)及び(株)ダイシンは、自社ウェブサイトにおいて、「顔・VIO含む全身脱毛62部位が月額1,409円」、「最短3カ月で脱毛完了」等と表示するなど、あたかも、本件役務は最短3か月で62部位の脱毛が完了するものであって、3か月で62部位の脱毛が完了した場合の本件役務の対価の総額は4,227円であるかのように表示していた。 (株)エイチフォーは、自社ウェブサイトにおいて、「顔・VIOもできちゃう♪」、「月額1,409円で」、「全身脱毛62部位が最短3ヶ月で脱毛完了」等と表示するなど、あたかも、本件役務は最短3か月で62部位の脱毛が完了するものであって、3か月で62部位の脱毛が完了した場合の本件役務の対価の総額は4,227円であるかのように表示していた。 【実際】 3か月で62部位の脱毛が完了した場合であっても、本件役務の対価の総額は64,790円以上であった。	措置命令 R4.3.3
石油製品の販売事業者2社 (福岡県)	石油製品の販売価格に係る不当表示 【表示内容】 (有)菊池商事は、ガソリンスタンドの看板において、「レギュラー129」、「ハイオク139」及び「軽油109」と価格を表示するなど、あたかも、当該価格が消費税を含めた価格(以下「税込価格」という。)であるかのように表示していた。 (株)プレイズは、ガソリンスタンドの看板において、「ハイオク148」、「レギュラー138」及び「軽油117」と価格を表示することにより、あたかも、当該価格が税込価格であるかのように表示していた。 【実際】 本件3商品の価格は消費税を含まない価格であって、税込価格ではなかった。なお、2社は、上記の表示について、「税別」と表示していたが、当該表示は小さな文字で記載されているものであること等から、一般消費者が上記の表示から受ける本件3商品の取引条件に関する認識を打ち消すものではない。	措置命令 R3.12.16

6 地域連携関係業務

ここでいう地域連携業務とは、九州事務所が九州地区の国の出先機関、地方自治体、各種団体等と連携して、九州地区の地域課題を一体的に解決するために、競争政策の推進及び独占禁止法等所管法令遵守の観点から取り組む業務をいいます。

九州においても、社会経済の急速な変化等に迅速かつ的確に対応するとともに、少子高齢化や過疎化などにより地域経済が抱える諸問題を解決していくことが行政分野を跨ぐ横断的課題となっています。

このような変化や諸問題に有効に取り組んでいくためには、政府一体の取組として対応すると同時に、九州地区においても、国の出先機関、地方自治体、各種団体等が連携して対応していく必要があります。

九州事務所としては、九州地区の経済活性化等の諸課題(総合テーマ)の中には、競争政策の推進や独占禁止法等所管法令の遵守により効率的・効果的に解決可能な部分(競争イシュー)があると考えられることから、九州の各地域の商慣習や取引実態をよく調査し、これらを踏まえた上で、競争政策・独占禁止法上の論点・課題を抽出し、明示していくこと、さらには、それらの論点・課題について競争政策上の考え方やあるべき姿をわかりやすく提案するとともに、独占禁止法等所管法令の遵守のために必要な説明を広く行っていくことが重要と考えています。

このような考え方のもと、九州事務所においては、九州地区における国の出先機関、地方自治体、各種団体等と連携し、競争政策及び独禁法等所管法令の遵守の観点から、九州各地域における諸課題の解決に貢献する取組を進めています。

地域連携関係のお問い合わせ先 総務課 092-431-2329

(1) 地方版政労使会議

地方版政労使会議は、地域の雇用や労働環境の改善を目的として、政府機関、地方公共団体、労使団体等により構成され、賃上げへの取組を始めとした地域における重要な課題についての意見を交換する場です。

九州事務所は、オブザーバーとして参加し労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する取組について説明を行っています。

	開催日
福岡県	令和8年1月16日(金)
佐賀県	令和8年3月9日(月)
長崎県	令和8年1月29日(木)
熊本県	令和8年1月15日(木)
大分県	令和8年1月30日(金)
宮崎県	令和8年2月16日(月)
鹿児島県	令和8年1月26日(月)

(2) 中小企業診断士協会との懇談会

九州事務所は、取引の適正化及び価格転嫁の円滑化を図っていく観点から、九州各県に所在する中小企業診断士協会との間で意見交換会を実施しています。

中小企業診断士が中小企業から価格転嫁等に関する相談を直接受ける立場であることを踏まえ、現場における課題を共有するとともに、関連法令の考え方や実務上の留意点について説明を行っています。

	開催日
福岡県	令和7年9月24日(水)
熊本県	令和7年12月6日(土)
鹿児島県	令和8年3月14日(土)
宮崎県	令和8年5月23日(土)

(3) トラック協議会

トラック協議会は、運送業者や労働組合、政府機関などが一堂に会して、業界の現状や課題について話し合い、改善策を検討するための会議です。

九州事務所は、物流分野における取引の公正化のための取組(物流事業者に不当に不利益を与える行為の禁止及び労務費、エネルギーコスト等の上昇分の適正な価格転嫁)について説明を行っています。

	開催日
福岡県	令和8年2月19日(木)
長崎県	令和8年3月10日(火)
熊本県	令和8年3月4日(水)
大分県	令和8年2月27日(金)
九州地区 (web)	令和8年3月16日(月)

(4) その他

ア 公正取引デイズ@日南(令和8年2月12日(木)～13日(金))

公正取引委員会は、全国各ブロックに地方事務所等を置き、所管する独占禁止法等の適切な運用や相談対応に努めており、地方事務所等所在地以外の都市においても独占禁止法等の普及啓発活動の一層の充実を図ってきています。

九州事務所では、宮崎県日南市において「公正取引デイズ@日南」と題して、有識者との懇談会や、市内事業者との意見交換等のイベントを開催しました。これらは令和7年2月19日に日南市との間で締結した「日南市における入札談合及び官製談合の未然防止等に関する連携協定」に基づき開催するものです。

イ 公正取引デイ@都城市(令和7年6月13日(金))

九州事務所では、地域の経済活性化において競争政策が果たすべき役割を把握、検討する観点から、地場産業を支える企業との意見交換や自治体トップ層を交えた懇談会を実施しています。都城地区においては、「公正取引デイ@都城市」と題して、大手酒造メーカーとの意見交換や、都城市長を交えて都市計画、地域振興、観光業の推進などについて幅広く懇談しました。



ウ 公正取引キャラバン

九州各地域において価格転嫁の取組が十分に浸透していない実態を踏まえ、中小事業者等の価格転嫁交渉の一助とすべく、福岡県商工会議所連合会と連携し、公正取引委員会の最近の法執行状況並びに「労務費転嫁交渉指針」及び「取適法」の内容の説明を行うとともに、価格転嫁に関する各地域の実情を把握するため懇談会等を実施しました。



	開催日
朝倉商工会議所	令和7年7月14日(月)
福岡商工会議所	令和7年8月6日(水)
豊前商工会議所	令和7年8月27日(水)
筑後商工会議所	令和7年9月9日(火)
大牟田商工会議所	令和7年10月29日(水)
北九州商工会議所	令和7年12月5日(金)

7 広報・広聴関係業務

公正取引委員会では、競争政策や当委員会の活動に対する理解を深めていただくため、以下のとおり、様々な広報・広聴業務を行っています。

懇談会のお問い合わせ先 総務課 092-431-2329

(1) 有識者との懇談会の開催

競争政策について、より一層の理解を求めるとともに、各地域の実情や幅広い意見・要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進に資するため、毎年、全国各地域の有識者と当委員会の委員等との懇談会及び講演会を全国各都市において開催しています。

ア 全国各地域の有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会
九州地区における最近の開催実績は次のとおりです。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
開催地	長崎市 (Web開催)	宮崎市 (Web開催)	熊本市	佐賀市	鹿児島市	大分市
開催日	R2.11.12	R3.12.3	R4.11.18	R5.12.6	R6.12.3	R7.12.3

イ 九州各地の経済団体等と九州事務所長等との懇談会

前記アのほか、九州事務所長等と九州各地の経済団体等との懇談会を随時開催しています。

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
福岡	6/11	福岡県弁護士会	5/20	福岡県弁護士会		
	6/17	行橋商工会議所	7/14	朝倉商工会議所		
	10/17	福岡県社会保険労務士会	7/15	福岡銀行協会		
	11/13	福岡県経営者協会	8/6	福岡商工会議所		
	2/3	大川商工会議所	8/27	豊前商工会議所		
佐賀	3/18	久留米商工会議所	9/9	筑後商工会議所		
			9/24	福岡県中小企業診断士協会		
			10/29	大牟田商工会議所		
長崎	8/6	佐賀県中小企業団体中央会				
	10/12	佐賀県社会保険労務士会				
熊本	10/15	長崎県社会保険労務士会	2/18	佐世保地区商工振興協同組合		
	10/3	熊本県中小企業団体中央会	6/12	人吉商工会議所		
熊本	11/27	熊本県社会保険労務士会	9/2	熊本県中小企業団体中央会		
			12/6	熊本県中小企業診断士協会		

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
大分	10/11	大分県社会保険労務士会				
	11/14	大分商工会議所				
	11/19	大分県中小企業家同友会				
宮崎	10/10	宮崎県社会保険労務士会	6/13	都城市有識者(都城市長、経済団体代表者等)	5/23	宮崎県中小企業診断士協会
	1/21	宮崎県中小企業団体中央会	2/12	日南市有識者(日南市長、経済団体代表者等)	6/19	宮崎県経営者協会
	2/19	日南商工会議所				
鹿児島	4/18	与論町商工会	4/23	鹿児島大学司法政策教育研究センター	4/22	鹿児島大学司法政策教育研究センター
	4/24	鹿児島大学司法政策教育研究センター	3/14	鹿児島県中小企業診断士協会		
	5/28	鹿児島県中小企業家同友会				
	12/3	鹿児島県弁護士会				
	12/19	鹿児島県社会保険労務士会				

(2) 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した政策運営を行うため、平成11年度から、独占禁止政策協力委員制度を設け、各協力委員から独占禁止法や公正取引委員会に対する意見・要望をいただき、それぞれの地区の経済実態に即した行政運営に活かしています。

九州地区では、各地域の経済問題等に明るい有識者の方(22名)に委嘱しています。

(3) 一日公正取引委員会の開催

九州事務所(福岡市所在)では、福岡市以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談の一層の充実を図るため、平成16年度以降、「一日公正取引委員会」を開催しています。

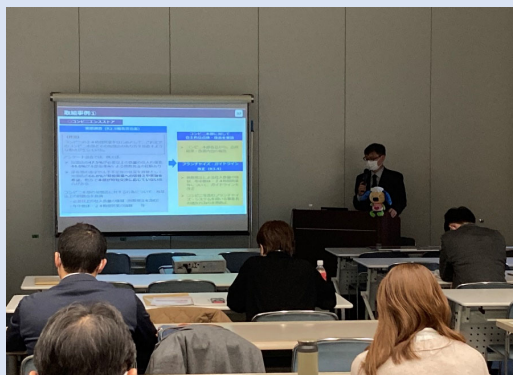
この「一日公正取引委員会」では、独占禁止法、下請法の講演会、官製談合防止法研修会、消費者セミナー、中学生向け独占禁止法教室等を開催し、また、相談コーナーを設けて個別の相談に応じるとともに、広報パネルの展示を行っています。

九州地区における最近の開催実績は次のとおりです。

年 度	R2	R4	R5	R6	R7
開催地	佐賀市	長崎市	宮崎市	鹿児島市(※)	大分市(※)
開催日	R2.12.15	R5.2.2	R6.2.21	R6.12.5	R7.12.2

(※) 有識者との懇談会、事業者との意見交換会等と組み合わせた「公正取引ウィーク」の一環として開催した。

「一日公正取引委員会」の様様



(4) 消費者セミナー

平成22年度から、一般消費者の方々を対象に、独占禁止法、景品表示法、公正取引委員会の仕事についてクイズやゲームを用いながら分かりやすく説明する「消費者セミナー」を開催しています。

九州地区における最近の開催実績は次のとおりです。

年 度	県	開催地	開催日
R6	佐賀	佐賀市	R6.6.2
	宮崎	宮崎市	R6.6.20
	熊本	阿蘇市	R6.10.3
	福岡	福岡市	R6.10.25
	鹿児島	霧島市	R6.11.22
	鹿児島	鹿児島市	R6.12.5
R7	福岡	福津市	R7.4.25
	福岡	筑紫野市	R7.9.3
	鹿児島	霧島市	R7.11.14
	大分	大分市	R7.12.2
	福岡	太宰府市	R7.12.9
	福岡	久留米市	R7.12.17
	熊本	熊本市	R7.12.19
	福岡	福岡市	R7.12.25
	福岡	福岡市	R8.1.22
R8	熊本	熊本市	R8.6.2
	福岡	福岡市	R8.6.5

「消費者セミナー」の様様



(5) 独占禁止法教室

将来を担う学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、全国各地の中学校等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています。

九州地区における最近の開催実績は次のとおりです。

()は開催年度

	中学校等	高等学校	大学
福岡	八女市立見崎中学校(R3) 福岡市立次郎丸中学校(R3、R4) 明治学園中学校(R5) 福岡県立門司学園中学校(R5、R7) 福岡市立玄洋中学校(R5) 久留米市立諏訪中学校(R5) 福岡市立下山門小学校(R6)	福岡県立小倉商業高等学校(R5、R6) クラーク記念国際高等学校(R7)	北九州市立大学(R3、R4、R5、R6、R7) 九州大学(R3、R4、R5、R6) 西南学院大学(R4) 福岡大学(R4、R5) 九州工業大学(R6) 日本経済大学(R6) 福岡女子大学(R6) 久留米大学(R6)
佐賀			佐賀大学(R3、R4、R5(2)、R6(2))
長崎	西海市立大崎中学校(R4、R5) 佐世保市立崎辺中学校(R4) 活水中学校(R4) 平戸市立中野中学校(R5) 長崎県立諫早高等学校附属中学校(R5)		長崎大学(R4、R5(2)、R6) 長崎県立大学(R6)
熊本	熊本学園大学付属中学校(R5)	熊本県立甲佐高等学校(R4、R5、R6) 熊本県立宇土高等学校(R5、R6、R7) 熊本県立鹿本高等学校(R5) 尚綱高等学校(R6、R7) 熊本市立必由館高等学校(R6) 熊本県立第一高等学校(R7)	熊本大学(R4、R5、R6(2)、R7) 熊本学園大学(R5、R6) 熊本県立大学(R6)
大分	宇佐市立長洲中学校(R3) 宇佐市立北部中学校(R5) 岩田中学校(R7)	岩田高等学校(R7)	大分大学(R7)
宮崎	日向市立富島中学校(R3) 日之影町立日之影中学校(R4) 鵬翔中学校(R4、R5、R6) 日南市立吾田中学校(R6、R7) 日南市立北郷中学校(R7)	宮崎学園高等学校(R3、R4、R5、R6、R7) 宮崎県立宮崎商業高等学校(R4)	宮崎産業経営大学(R4、R5、R6)
鹿児島	鹿児島市立鹿児島玉龍中学校(R4)	鹿児島南高等学校(R4、R5、R6) 鹿屋中央高等学校(R5) 鹿児島純心女子高等学校(R6)	志学館大学(R3、R4、R5、R6) 鹿児島大学(R4、R5、R6、R7、R8) 鹿児島国際大学(R6)

授業の様様・中学生向けシミュレーションゲームの内容(一例)

1 クラスを携帯電話販売店グループと消費者グループに分ける

販売店
消費者

2 販売店グループはより消費者を獲得できる競争カードを選ぶ

5,000円値引き
2年間保証

3 A店は1万円値下げ、B店は20%ポイントなど販売方法を提示

シミュレーションゲーム ユーザーガイド 公正取引委員会

販売店グループには、「C店値下げ」「C店ポイント」などの販売方法を提示し、競争カードを配布します。
この競争カードを基に、どの販売方法が最も多く選ばれたかを考えましょう。

消費者は、どの販売方法が最も魅力的かを選びたいと考えましょう。

競争カード

	1回目	2回目
競争カード	人数	人数
My iPhone		
My iPad		
My MacBook		
My AirPods		
My Apple Watch		

価格 6万円

4 消費者グループは販売方法を見て、どの店から買うか選択

C店から買いたい
A店から買いたい

(6) 学識経験者等との交流

学識経験者等で構成される「九州経済法研究会」が開催する例会に職員を講師として派遣するなど、競争政策について研究者等との交流に努めています。

【公正取引委員会YouTube】

独占禁止法や取適法等に関して分かりやすく説明した動画をアップしていますので、会社や団体での研修等に御活用ください。



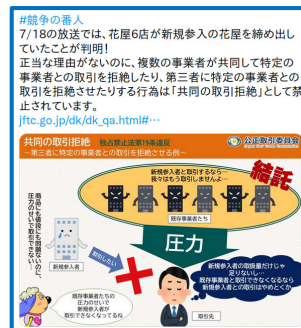
商い昔話～下請法はトリテキ法へ～Short
1362万回視聴・4 か月前

ここに注目！フリーランス新法～フリーランスの皆様に向けて～



【公正取引委員会X(旧Twitter)及びFacebook】

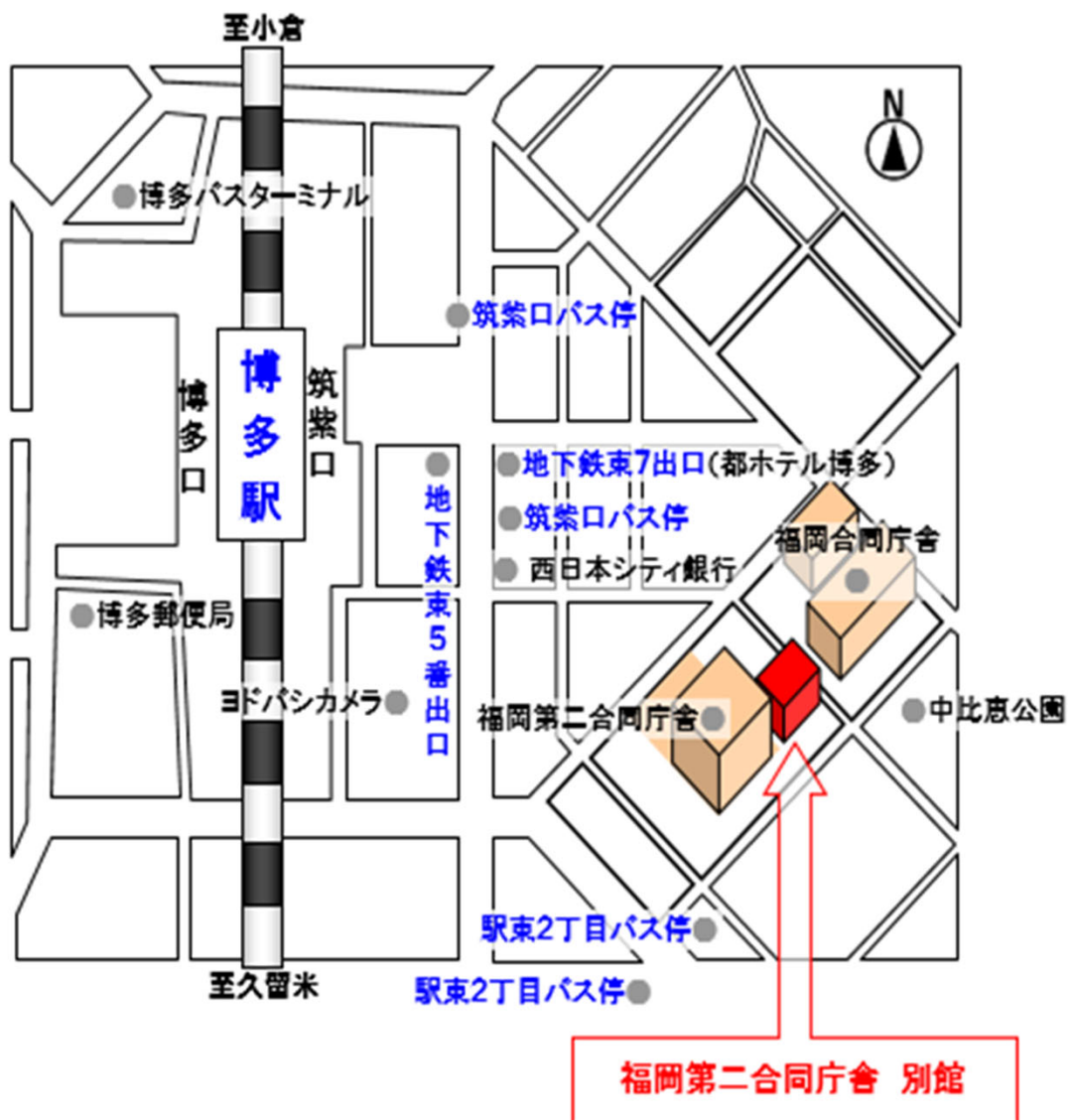
最新の情報をなるべく分かりやすく発信しています。御気軽に閲覧ください。



X @jftc



九州事務所案内図



公正取引委員会事務総局九州事務所

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎 別館2階

代表電話 092-431-5881

(令和8年(2026年)7月発行)